

所得制限・併給制限・利用者負担額

1 手当・年金等の所得制限

手当・年金等制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金等を受給することができない場合があります。

(前年中の所得が限度を超える場合は、当該年の8月～翌年7月まで※が受給できません。)

※①～③は、当該年の11月～翌年10月までが受給できません。

※④は、令和3年以降は当該年の10月～翌年9月までが受給できません。

〈所得制限の一覧〉

扶養親族数 区分			0人	1人	2人	3人	4人目以降 の加算額
特別障がい者手当		受給資格者	円	円	円	円	円
障がい児福祉手当			3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
経過的福祉手当		配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
自動車改造費		扶養義務者					
特別児童扶養手当		受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
		配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
①児童扶養手当	受給 資格者	全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000
		一部支給停止	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
障がい基礎年金④ (20歳前の障がい)	受給 資格者	全部支給停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	380,000
		1/2支給停止	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000
遺児手当②		受給資格者	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
		配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
母子家庭等医療③			2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
在宅重度		受給資格者	3,604,000（課税標準額）				
障がい者手当		配偶者・扶養義務者	6,287,000（課税標準額）				

※受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に 100,000 円が、特定扶養親族(16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族も含む)がある場合は1人につきこの額に 250,000 円(①、②、③のものについては、150,000 円)が加算されます。

配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)この額に 60,000 円が加算されます。

〈所得の計算方法(令和7年8月～令和8年7月支給分)〉

※ただし、〈所得制限の一覧〉①～③は、令和7年11月～令和8年10月支給分

※④は令和7年10月～令和8年9月支給分

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障がい基礎年金、遺児手当、母子家庭等医療

令和6(西暦2024)年中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得

○ 各種所得控除の内訳

(1) 障がい者(特別障がい者)……………1人につき 270,000 円(400,000 円)

(2) 寡婦控除(ひとり親控除)……………270,000 円(350,000 円)

母子家庭等医療は控除しません

児童扶養手当、遺児手当は受給者が父または母の場合は控除しません

(3) 勤労学生……………270,000 円

(4) 配偶者特別控除……………実額(330,000 円が限度)

(5) 雑損・医療費・小規模企業共済……………実額

(6) 社会保険料控除

ア 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、障がい基礎年金の本人所得の場合……………実額

イ その他(ア以外)の場合……………80,000 円(保険料相当額)

※特別障がい者手当の受給者の場合は、非課税の公的年金等も収入として計算に含めます。

※譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

※児童扶養手当の受給者の方で障害基礎年金等を受給している場合は、非課税年金給付等も所得に含まれます。

※児童扶養手当、遺児手当と母子家庭等医療の受給者の場合は、養育費の 80%を所得として計算に含めます。

在宅重度障がい者手当

令和6(西暦2024)年中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得(令和7年度個人の市町村民税の課税標準額)

※各種所得控除は市町村民税のものと同じです。

2 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受けられない場合があります。

●主な手当等の併給制限の一覧 (○は併給可)

区分		① 在 重 手 当	② 遺 児 手 当	③ 特 障 手 当	④ 障 児 手 当	⑤ 経 過 手 当	⑥ 児 扶 手 当	⑦ 特 児 手 当	⑧ 障 基 年 金	⑨ 老 基 年 金	⑩ 老 福 年 金	⑪ 遺 基 年 金
県 制 度	①在宅重度障がい者手当		○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	②遺児手当	○		○	○	○	○	○	×	×	○	×
国 制 度	③特別障がい者手当	×	○		×	×	○	○	○	○	○	○
	④障がい児福祉手当	×	○	×		×	○	○	×	×	×	○
	⑤経過的福祉手当	×	○	×	×		○	○	×	○	○	○
	⑥児童扶養手当	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	⑦特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
年 金 制 度	⑧障がい基礎年金	○	×	○	×	×	○	○		×	×	×
	⑨老齢基礎年金	○	×	○	×	○	○	○	×		×	×
	⑩老齢福祉年金	○	○	○	×	○	○	○	×	×		×
	⑪遺族基礎年金	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

※遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者は父母等です。